

資源ごみ（無料）

毎週収集（地区により決まっている曜日）

透明または半透明

出し方

- 資源ごみは**13種類に分別**し、**種類ごとに中を確認できる袋**に入れて出してください。
- ※新聞・雑誌・ダンボールなどはひもで束ねて出してください。
- 種類ごとに分別した袋は、**1つにまとめずにそれぞれの袋のまま**出してください。
- 中身を空にし、汚れているものは拭き取るか水洗いし、乾燥させてください。
- ※汚れ・ヌメリの取れないもの、中身の残っているものは、資源にはなりません。



ペットボトル類



※ラベルとキャップは外し、「**プラスチック包装**」へ入れ、**ペットボトルの袋には入れないでください。**

びん類



※びんのキャップは取り外して「**燃やせないごみ**」へ
※プラスチックのラベルは取り外して「**プラスチック包装**」へ

缶類



※**注意**※
ガス缶・スプレー缶は「**燃やせないごみ**」へ **P4**
※**フリタズははずさないでください。**

新聞



※新聞・チラシ以外の紙は混ぜないでください。

雑誌類



※付録（CDやシール等）は取り除いてください。

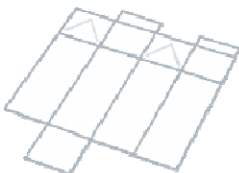
ダンボール



※防水加工された（ワックス付き）ものは「**燃やせるごみ**」へ

※種類ごとに分けて、ひもでしっかり束ねてください。

紙パック



（内側がアルミ加工されていないもの）

※水洗いし切り開いて、乾燥させてください。
※**紙パックの口がプラスチック製のものは切り取ってください。**

シュレッダーくず

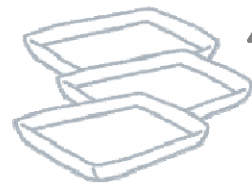
（シュレッダー加工後の）

- コピー用紙
- ノンカーボン紙
- 感熱紙 など



※透明または半透明の袋に入れて出してください。

食品トレイ



●白色、模様(色)のついたトレイ

資源ごみ（無料）

毎週収集（地区により決まっている曜日）

透明または半透明

衣類

●素材にかかわらず衣類全般・古布


Tシャツ、Yシャツ、パーカー、フリース、ジーンズ、スカート、ジャージ、ジャンパー、ダウンジャケット、バスタオル、布団カバー、毛布、水着、スーツ、ぬいぐるみ など

※汚れ・濡れたものは回収できません。

※布団、玄関マット、じゅうたん、座布団、クッション、ベッドマットなどの衣類・古布ではないもの、端切れなどの小さいものは対象外。



プラスチック製容器包装

※「」のない製品は下記の「プラスチック製容器包装の対象とならないもの」になります。

※商品パッケージなどにまとめて書かれていて、個々にマークが付いていない場合がありますので確認してください。

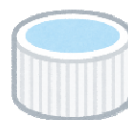
※固形物が落ちる程度に水ですすいで乾かして出してください。



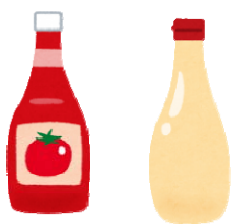
ボトル類



キャップ類(ふた)



チューブ類



カップ・パック類



袋・フィルム類



緩衝材類



※15cmほどに砕いてください。

プラスチック製容器包装の対象とならないもの

以下のものは「プラスチック製容器包装」の対象とはなりません。「燃やせるごみ」として出してください。

●プラスチック製であっても、商品として売られているもの。または容器でも包装でもないもの。

洗面器、コップ、歯ブラシ、文房具、ごみ箱、収納ボックス、三角コーナー、ザル、ボウル、弁当のスプーン・フォーク、飲料パックのストロー、おもちゃ、水槽、CD・DVD、衣装ケース、など

●プラスチック製の容器であっても、中身と一体で使うもの。

メガネケース、CD・DVDのケース、貴金属の保管ケース、楽器やカメラのケース、ラケットのケース、ゲームのケース、工具のケース など



資源ごみ（無料）

毎週収集（地区により決まっている曜日）

透明または半透明

その他紙

●新聞・雑誌・ダンボール・紙パック以外のリサイクル可能な紙類

- ・投込チラシ ・包装紙 ・封筒 ・紙袋 ・トイレトーパーの芯
- ・カレンダー ・はがき ・使用済みコピー用紙 ・お菓子の紙箱 など

※個人情報に関するものは「燃やせるごみ」へ

※金属部分やプラスチックフィルムは取り除いてください。

※封筒やはがきに貼られたシールや、粘着テープは取り除いてください。



以下の紙類は「燃やせるごみ」として出しましょう！

感熱紙・印画紙



- ・写真 ・レシート
- ・感熱ファックス用紙 など

カーボン紙・ノーカーボン



- ・宅配便の伝票 など

防水加工された紙



- ・紙製カップ麺容器
- ・紙コップ ・紙皿 など

汚れた紙



- ・使い終わったティッシュペーパー
- ・食品残渣がついた包装箱 など

臭いのついた紙



- ・洗剤、石鹸、線香の紙製包装 など

シール・粘着テープ



- 圧着はがき：親展はがきや公共料金の請求書など
- カバンや靴などの詰物、果物類のクッション材
- ラミネート紙・アルミコーティング紙：カップ麺のふた、内側がアルミ加工された紙パックなど
- 昇華転写紙：アイロンプリント紙など
- 不織布：マスク、簡易お手拭きなど
- プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙：通販用緩衝封筒など
- 金・銀などの金属が箔押しされた紙
- 感熱性発砲紙：主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙
- 硫酸紙（パーチメント紙）：クッキングシートや中華まん・ケーキ類の底紙
- ファンシーペーパー・抄色紙：色紙、色画用紙など
- 建材に使用される紙：壁紙や防水シートなど
- 合成紙、ストーンペーパー

＜紙マークにご注意ください＞

「紙マーク」は、資源有効利用促進法の主務省令により、重量的に主たる素材が紙である容器包装に表示することとなっています。たとえば、紙とプラスチックなどの2種類以上の素材でできている容器包装の場合であっても、重量的に主たる素材が紙であれば、「紙マーク」を表示しています。

そのため、紙マークがついていても、上記のものはリサイクルできません。